

65歳以上の高齢者は国保又は被用者保険に加入し、高齢者の医療給付費を公費・高齢者の保険料・現役世代の保険料で支える仕組みとした場合の財政影響  
(平成22年度予算ベースにおける現行制度からの比較)

<単位 兆円>

65歳以上の被用者保険の被保険者及び被扶養者の取扱い		<A案> 被保険者及び被扶養者 ↓ 国保			<B案> 被保険者及び被扶養者 ↓ 被用者保険			<C案> 被保険者 ↓ 被用者保険			被扶養者 ↓ 国保		
		I 75歳以上	II 70歳以上	III 65歳以上	I 75歳以上	II 70歳以上	III 65歳以上	I 75歳以上	II 70歳以上	III 65歳以上	I 75歳以上	II 70歳以上	III 65歳以上
65歳未満の保険料	協会けんぽ	▲0.2	▲0.6	▲0.9	0.3	▲0.1	▲0.5	0	▲0.4	▲0.7			
	健保組合	0.1	▲0.3	▲0.7	0	▲0.5	▲0.8	0.1	▲0.4	▲0.7			
	共済	0.1	▲0.1	▲0.2	0	▲0.1	▲0.2	0	▲0.1	▲0.2			
	市町村国保	0.9	0.7	0.6	0.6	0.5	0.4	0.8	0.6	0.5			
	公費	▲0.9	0.3	1.2	▲0.9	0.2	1.2	▲0.9	0.3	1.3			

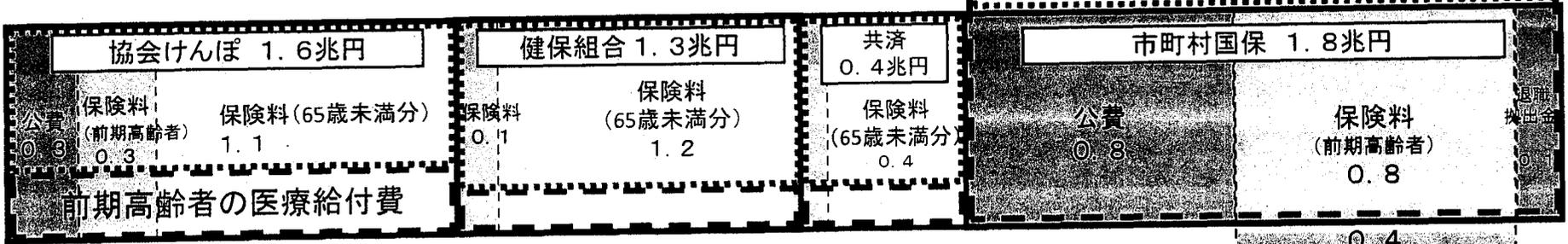
※ 上記の被扶養者は、①65歳以上の被保険者に扶養されている65歳以上及び65歳未満の方、②65歳未満の被保険者に扶養されている65歳以上の方。

<留意点>

- 「A案-I」及び「C案-I」については、公費が減少することも踏まえ、市町村国保等の負担軽減策を講じるが必要となる。
- 「B案-I」については、公費が減少することも踏まえ、市町村国保及び協会けんぽの負担軽減策を講じるが必要となる。
- 上記以外の場合については、公費を増加させる必要に加え、市町村国保の負担軽減策を講じるが必要となる。

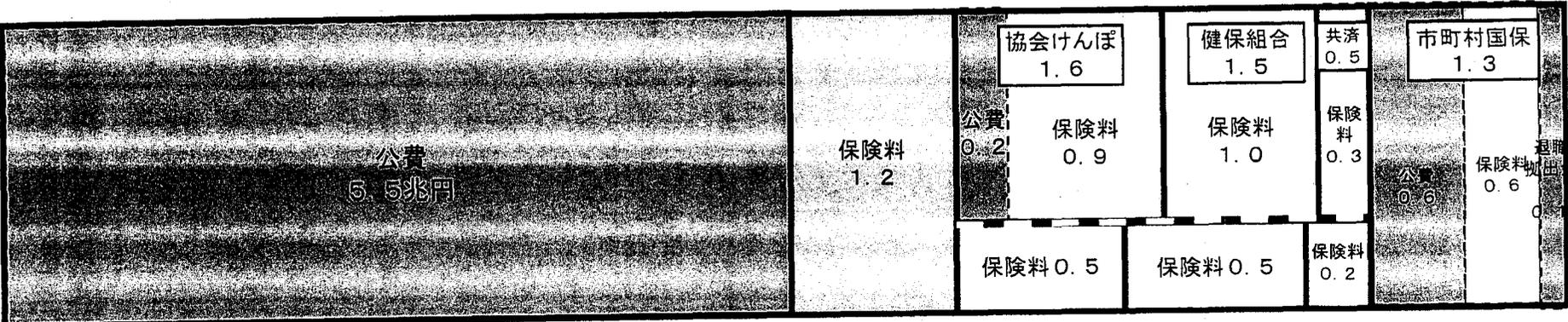
# 現行制度の財源構成について(平成22年度予算ベース)

<65歳から74歳までの高齢者医療給付費の財源構成 5.3兆円>



0.4兆円は、後期高齢者支援金及び若人給付費に充当。

<75歳以上の高齢者医療給付費の財源構成 11.7兆円>



※ 上段は後期高齢者支援金の加入者割(2/3)の部分、下段は総報酬割(1/3)の部分

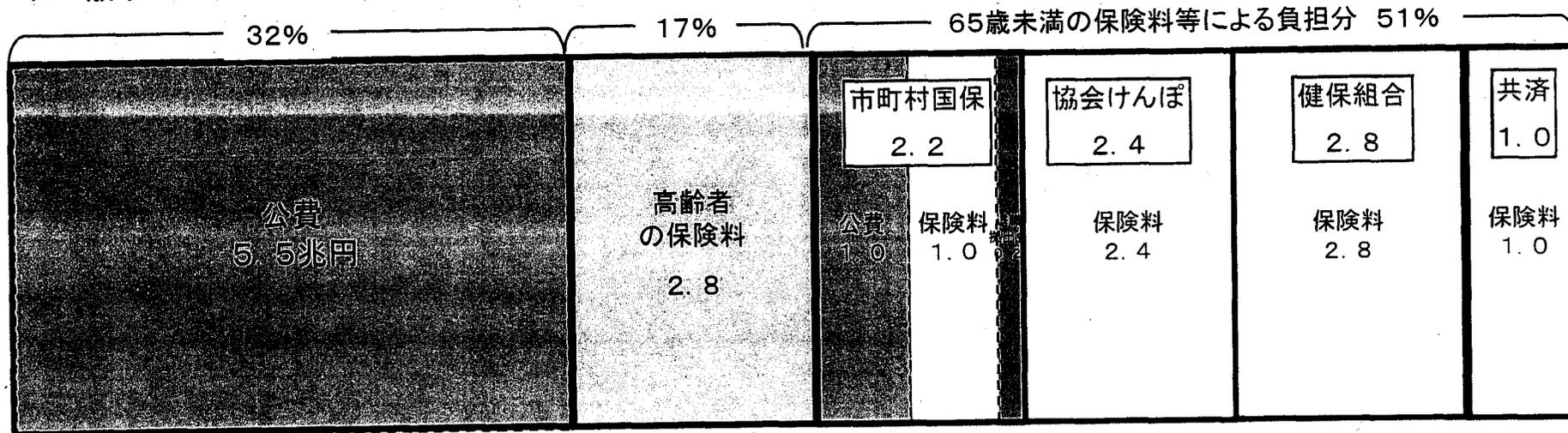
- ※ 後期高齢者支援金の被用者保険者内の総報酬割については、1/3(12ヶ月分)としている。
- ※ 保険料には、保険料軽減等に対する定額公費が含まれている。
- ※ 前期高齢者の保険料収入は、全額、前期高齢者の医療給付費に充てられるものとして整理している。
- ※ 退職者拠出金は、上段は退職者医療制度の対象者に係る市町村国保の前期財政調整における負担増分であり、下段は退職者医療制度の対象者に係る後期高齢者支援金であり、いずれも被用者保険者が負担している。

# A案-I

## <前提>

- ① 65歳以上の高齢者は全員国保に加入  
※ 国保に加入する高齢者:約2830万人
- ② 75歳以上の高齢者の医療給付費に約5割の公費を投入
- ③ 高齢者の保険料の総額は現行と同額
- ④ 65歳未満の保険料による負担分については、市町村国保と被用者保険の間は加入者数に応じて按分し、被用者保険者間は総報酬額に応じて按分

## <65歳以上の高齢者医療給付費の財源構成 17兆円>



※ 仮に、前提を③ではなく、65歳から74歳の高齢者にも後期高齢者医療制度の保険料率を適用した場合、高齢者の保険料は約0.1~0.2兆円減少し、その減少分は若人の保険料等の負担となる。

## <現行制度からの財政影響>

保険料(65歳未満)				公費
協会けんぽ	健保組合	共済	市町村国保	
▲0.2兆円	0.1兆円	0.1兆円	0.9兆円	▲0.9兆円

※ 公費が減少することも踏まえ、市町村国保等の負担軽減策を講じる必要がある。

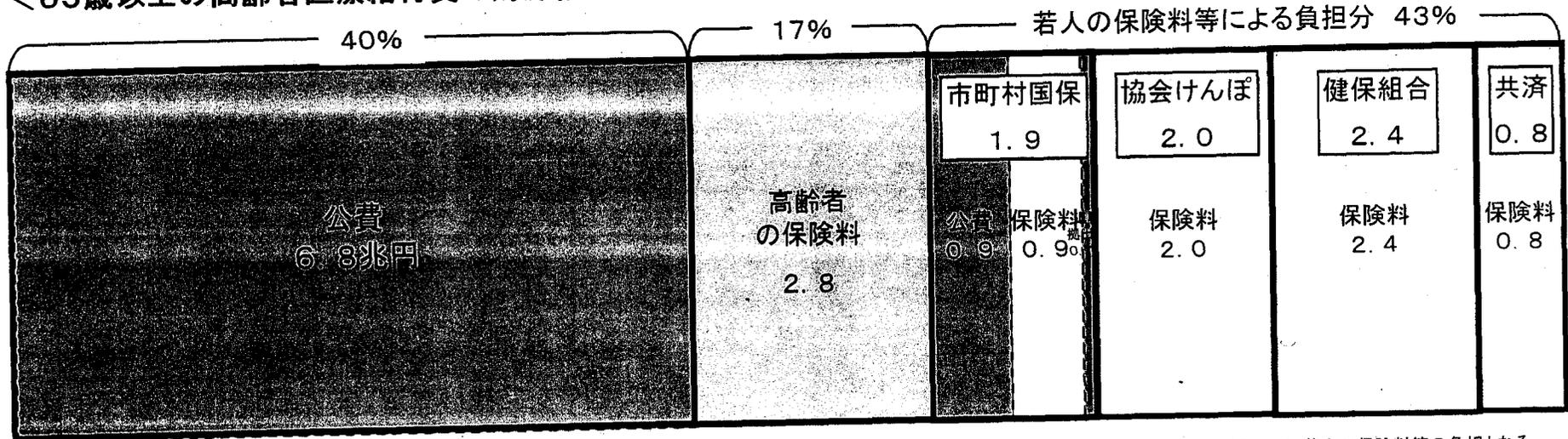
- ※ 保険料には、保険料軽減等に対する定額公費が含まれていることから、実際には定額公費を差し引いた額となる。
- ※ 退職抛出金は、市町村国保に加入する退職者医療制度の対象者に係る高齢者医療の支援金である。
- ※ 65歳未満の被用者保険の被扶養者が国保に移行する影響を含む。

# A案-Ⅱ

## <前提>

- ① 65歳以上の高齢者は全員国保に加入  
※ 国保に加入する高齢者;約2830万人
- ② 70歳以上の高齢者の医療給付費に約5割の公費を投入
- ③ 高齢者の保険料の総額は現行と同額
- ④ 65歳未満の保険料による負担分については、市町村国保と被用者保険の間は加入者数に応じて按分し、被用者保険者間は総報酬額に応じて按分

## <65歳以上の高齢者医療給付費の財源構成 17兆円>



※ 仮に、前提を③ではなく、65歳から74歳の高齢者にも後期高齢者医療制度の保険料率を適用した場合、高齢者の保険料は約0.1~0.2兆円減少し、その減少分は若人の保険料等の負担となる。

## <現行制度からの財政影響>

保険料(65歳未満)				公費
協会けんぽ	健保組合	共済	市町村国保	
▲0.6兆円	▲0.3兆円	▲0.1兆円	0.7兆円	0.3兆円

※ 公費を増加させることに加え、市町村国保の負担軽減策を講じる必要がある。

- ※ 高齢者の医療給付費の定率公費については、70歳以上の高齢者の現役並み所得者の割合から47%とした。
- ※ 保険料には、保険料軽減等に対する定額公費が含まれていることから、実際には定額公費を差し引いた額となる。
- ※ 退職拠出金は、市町村国保に加入する退職者医療制度の対象者に係る高齢者医療の支援金である。
- ※ 65歳未満の被用者保険の被扶養者が国保に移行する影響を含む。

# A案-Ⅲ

## <前提>

① 65歳以上の高齢者は全員国保に加入

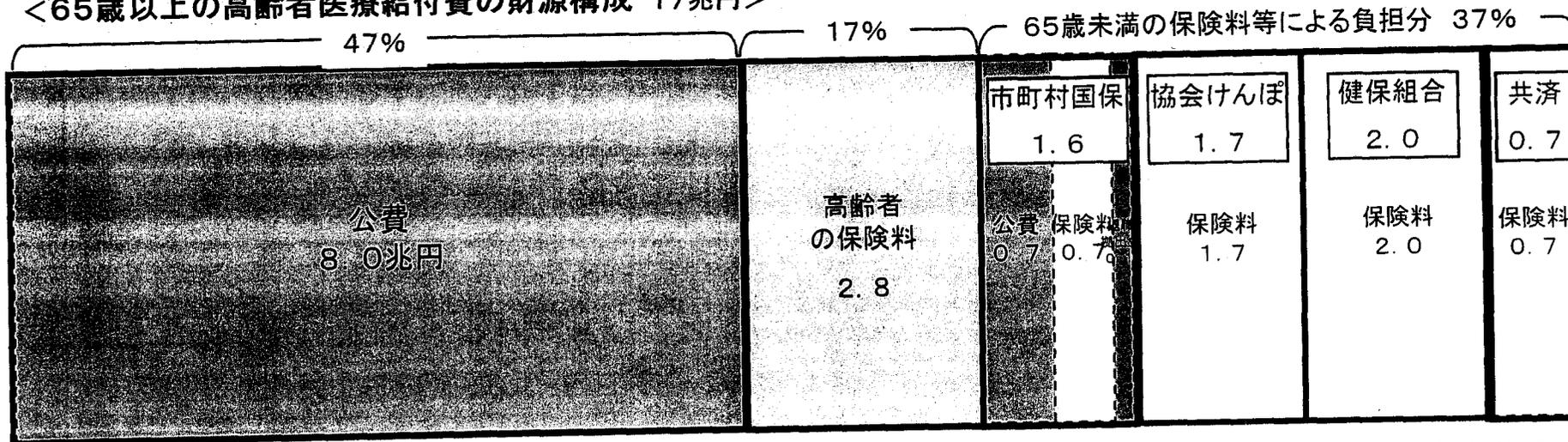
※ 国保に加入する高齢者;約2830万人

① 65歳以上の高齢者の医療給付費に約5割の公費を投入

② 高齢者の保険料の総額は現行と同額

③ 65歳未満の保険料による負担分については、市町村国保と被用者保険の間は加入者数に応じて按分し、被用者保険者間は総報酬額に応じて按分

## <65歳以上の高齢者医療給付費の財源構成 17兆円>



※ 仮に、前提③ではなく、65歳から74歳の高齢者にも後期高齢者医療制度の保険料率を適用した場合、高齢者の保険料は約0.1~0.2兆円減少し、その減少分は若人の保険料等の負担となる。

## <現行制度からの財政影響>

保険料(65歳未満)				公費
協会けんぽ	健保組合	共済	市町村国保	
▲0.9兆円	▲0.7兆円	▲0.2兆円	0.6兆円	1.2兆円

※ 公費を増加させることに加え、市町村国保の負担軽減策を講じる必要がある。

- ※ 高齢者の医療給付費の定率公費については、70歳以上の高齢者の現役並み所得者の割合から47%とした。
- ※ 保険料には、保険料軽減等に対する定額公費が含まれていることから、実際には定額公費を差し引いた額となる。
- ※ 退職拠出金は、市町村国保に加入する退職者医療制度の対象者に係る高齢者医療の支援金である。
- ※ 65歳未満の被用者保険の被扶養者が国保に移行する影響を含む。